



— 主な内容 —

- ・春季火災予防運動……………1
 - ・1月臨時町議会の報告……………2
 - ・滞納整理の取り組み……………3
 - ・公民館等で受講生を募集……………9
 - ・まちの出来事……………10
- ※ 〇=問合せ先 ㊦=申込み先

●発行/大網白里町 ●編集/秘書広報課 ●毎月1日発行 〒299-3292 千葉県山武郡大網白里町大網115番地2 総合案内電話 ☎0475(70)0300(総務課)



▶第27回防火ポスター展 消防長特別賞の眞壁美帆さんの作品

火は見てる あなたが離れる その時を

火の用心

3月1日～7日は春季全国火災予防運動

火の用心

火は見てる、あなたが離れる、その時を。昨年火災件数は26件で、うち17件が建物火災でした。空気が乾燥し火災が起きやすいこの時期は、一人ひとりが火災の予防に努めることが大切です。また、火災が起これば大変なことを想定し、初期消火の方法などを学んでおきましょう。

火災防止のポイント

- ①寝たばこやたばこのポイ捨ては絶対やめる
- ②ストーブは燃えやすいものから離して使用する
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- ④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ⑤寝具、衣類およびカーテンへの引火を防ぐために、防炎品を使用する
- ⑥火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する
- ⑦マッチやライターは子どもが遊ばないように、手の届かないところに置く
- ⑧お年寄りの部屋は、逃げやすい1階にする
- ⑨お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

火災はあなたの大事なものを瞬時に奪う

火災は、大切な財産を奪うばかりでなく、場合により尊い人命まで奪うことがあります。火災から家族の身と財産を守るためにも、次のポイントを十分に注意しましょう。

意外と知らない？ 消火器のこと

初期消火に威力を発揮する消火器を家庭に備えていても、消火できるか不安という方はいませんか。いざというときに使えなければ消火器はただの邪魔な置き物。それでは何も意味がありません。

《消火器の点検》

- 消火器を6カ月に一度は点検しましょう。
- ▶使用期限が切れていないか
 - ▶変形や腐食していないか
 - ▶安全ピンはついているか

火災への備えとして消火器の点検を定期的に行うことが大切です。実際に火を目の前にしたときにパニックになることのないよう、正しい使用方法を覚えておきましょう。

火の用心

住宅用火災警報器の設置が義務化

既存住宅の設置時期は平成20年5月31日まで

住宅用火災警報器に関する問い合わせ
山武郡市広域行政組合消防本部予防課
☎8753
☎0303

問 総務課消防防災班 ☎0303

いざというときに備えて 初期消火の方法を学びました

いつ起こるのか分らない災害に備え、自主防災組織汐浜防災部会では1月20日、南消防署と白里出張所署員の指導のもと、津波の発生を想定した避難訓練とともに消火器とバケツリレーによる初期消火訓練を実施しました。また、1月27日には南町自主防災部会が、初期消火訓練のほか、避難訓練と救急救命訓練を行いました。

《消火器の使い方》

万が一に備えて、正しい使い方を覚えておきましょう。

- ①黄色い安全ピンを引き抜く
- ②なるべく火の元に近づく
- ③ホースを握り、火の元に向けてレバーを強く握り、噴射する



《備え付けの点検》

- ▼使いやすい場所に置いているか
- ▼湿気の多い場所や日の当たる場所に置いていないか
- ▼転倒しないように備え付けているか

《消火器の廃棄》

消火器には耐用年数があり、本体に表示されています。耐用年数が過ぎたものは使用しないで、専門業者等に引き渡してください。

《忘れてはならない初期消火の原則》

火災が起きてしまったときは「火事だ」と大声で周囲に知らせ、すぐに119番しましょう。また、初期消火できるのは出火から3分以内が限度といわれています。常に逃げ道を確認しながら初期消火にあたりましょう。また、天井に火が燃え移ったら、燃えている部屋の窓やドアを閉めながら避難しましょう。